

介護老人保健施設ライフポート茨木 重要事項説明書

(居宅介護支援事業用)

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年大阪府条例第136号)の第8条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会
代表者氏名	(役職名) 支部長 三嶋 理晃
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	(郵便番号 542—0012) 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号 (電話) 06—6763—0257 (FAX) 06—6763—0250
法人設立年月日	昭和27年5月22日

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会 介護老人保健施設ライフポート茨木居宅介護支援事業
介護保険 指定事業者番号	2774200261
事業者所在地	(郵便番号 567—0035) 大阪府茨木市上穂積1丁目2番27号
連絡先 相談担当者名	(電話) 072—646—7718 (FAX) 072-668—3141 (連絡先部署名)居宅介護支援事業(相談担当者氏名)赤田 善明
事業所の通常の 事業実施地域	茨木市の区域

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	本事業は、要介護者等からの相談に応じ、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
運営方針	① 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ④ 事業の運営に当たっては、茨木市、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援業者、介護保険施設等との連携に努めます。 ⑤ 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生労働省令第30号、平成24年3月13日付)」を遵守します。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日から土曜日。 但し、12月30日～1月3日までを除く。
営業時間	午前9時～午後5時

(4)事業所の職員体制

事業所の管理者	(氏名) 赤田 善明
---------	------------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。	常勤 5名 業務の状況により増員することがあります。

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容 容	提 供 方 法	介護保険 適用有無	1ヶ月あたりの 料金	1ヶ月あたりの利用 料(介護保険適用外 の場合は利用者負 担)
①居宅サービス計画 の作成	別紙参照	左の①～ ⑦の内容 は、居宅 介護支援 の一連業 務として、 介護保険 の対象と なるので す。	要介護1・2 11,620円 (1086単位) 要介護3・4・5 15,097円 (1411単位)	介護保険適用と なる場合には、利 用料を支払う必 要がありません。 (全額介護保険 により負担されま す。)
②居宅サービス事業 者との連絡調整				
③サービス実施状況 把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護(支援)認定 申請に対する協力、援 助				
⑦相談業務				
追加項目 イ:居宅サービス計画を利用者に交付します。 ロ:特段の事情がない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、居宅 サービス計画の実施状況の把握と結果の記録を行います。 ハ:要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当 者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容につ いて、担当者から意見を求めます。 以上の要件を満たさない場合は単位数の50%を算定する仕組みになっていま す。 1単位の単価に係る地域差(茨木市「5級地」は10.7)を導入しています。				

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合交通費の実費を請求いたします なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を聴取します。 (1)事業所から片道おおむね1kmから2km未満 100円 (2)事業所から片道2km以上 1kmごとに50円追加
-----	---

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
原則利用者の要介護(支援)認定有効期間中、すくなくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援事業提供ごとに計算し利用のあった月の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月5日までに利用者あてにお届けします。 ただし、請求額のない月はお届けしません。
② 利用料、その他の費用の支払い	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照会の上、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア)事業所指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払いの催促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

7 事故発生時の対応

事故発生時の対応及び損害賠償について	ア 利用者に対する指定居宅介護支援の提供による事故発生時の対応方法について予め定めています。 イ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族に連絡し、必要な措置を講じます。 ウ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は賠償責任を速やかに行います。 エ 事故が生じた際にはその原因を解明し再発発生を防ぐための対策を講じます。 オ 事業は万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。
--------------------	--

- 4 加算について 要件により下記加算が算定される場合があります。
介護保険が適用となる場合には利用者の支払はありません。

加算名称	加算単位	内容
初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	介護支援専門員が入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算	カンファレンス参加無 450単位(1回目) 600単位(2回目) カンファレンス参加有 600単位(1回目) 750単位(2回目) 900単位(3回目)	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中3回を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(一月に2回を限度)
特定事業所医療介護連携加算	125単位	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定しておりかつ、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合(一月につき)
通院時情報連携加算	50単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合(一月につき)
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/回	利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医などの助言を得つつ、利用者の状態やサービスの変更の必要性などの把握、利用者への支援を行った場合
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	
特定事業所加算(A)	114単位	

※ 高齢者虐待防止措置が未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数より減算します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 介護支援業務に関する相談、苦情について

- ・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのため訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ・特に事業者に対する関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
- ・相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。）

【事業者の窓口】 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 介護老人保健施設ライフポート茨木 居宅介護支援事業 管理者 赤田 善明	所在地 茨木市上穂積一丁目2番27号 電話番号 072-646-7718 FAX番号 072-668-3141 受付時間 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 茨木市役所 長寿介護課	所在地 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号 072-622-8121 FAX番号 072-622-9089 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

10 高齢者虐待について

高齢者虐待について	当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。 (2)虐待の防止のための指針を整備します。 (3)介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。 (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます(担当者:赤田善明)。
------------------	--

11 業務継続計画について

業務継続計画について	当事業所は、感染症や非常災害の発生でもケアマネジメント業務を継続的に実施するため、また、非常時の体制でも早期に業務の再開を図るために業務継続計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとします。 (1)事業所内で業務継続計画の周知徹底を図ります。 (2)介護支援専門員に対し、訓練及び研修を定期的実施します。 (3)定期的に業務継続計画の見直しや変更を行います。
-------------------	--

12 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府中央区谷町7丁目4番15号
	法人名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会
	事業所名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 介護老人保健施設ライフポート茨木 居宅介護支援事業
	施設長名	新實 彰男 印
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。又、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

7 医療・介護連携強化について

- ① 事業所は、入院時における医療機関との連携の為に利用者が入院した場合は担当ケアマネジャーの氏名や連絡先等の情報を入院医療機関の職員に提供するように協力を依頼します。
- ② 事業所は、平時からの医療機関との連携の為に指定居宅サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けた時利用者の口腔に関する問題や薬剤状況その他利用者の心身または生活状況に係る情報の内必要と認める物を利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

8 公平中立なケアマネジメントの確保について

事業所は、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事ができます。又、ケアマネジャーは複数の居宅サービス事業所から利用者が選択できるようにします。

9 障害福祉相談員との連携について

事業所は、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合は、ケアマネジャーは障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。